

税

税のお知らせ

■問い合わせ先
税務課 ☎(40)5554

「税に関する標語」の表彰

11月6日、公益社団法人 栃木法人会石橋地区会主催の、「税に関する標語」の入選作品表彰式が行われました。

入選作品は次のとおりです。(敬称略)

○栃木税務署長賞

石橋北小学校六年 佐藤 あか音
「税金で みんな笑顔の まちづくり」

○下野市長賞

石橋小学校六年 倉浪 七虹美
「納税で 支える福祉 明るい未来」

○下野教育長賞

古山小学校六年 須藤 美咲
「税金は 未来のとびら 開けるかぎ」

○(公社) 栃木法人会長賞

細谷小学校六年 倉井 来未
「税金は すてきな未来 支えている」

その他の法人会石橋地区会長賞等作品は、国分寺庁舎1階ロビーに掲示しています。

中学生「税についての作文」の表彰

11月13日、栃木市商工会議所において、全国納税貯蓄組合連合会・国税庁主催の中学生「税についての作文」募集で、市内中学生の作品が受賞を受けました。(敬称略)

○栃木税務署長賞

南河内第二中学校三年

原田 茉奈美

人ごとではない「税金」

○下野市長賞

南河内第二中学校二年

鎌田 望瑞

税で守られるもの

○全国納税貯蓄組合連合会長賞

南河内第二中学校

(作文募集の協力が特に顕著な中学校に対する表彰)



償却資産の申告をお忘れなく

償却資産とは土地、家屋以外の事業に使用する資産で、会社(法人)や個人で工場や商店または駐車場などを経営している人が事業のために用いることのできる構築物、機械、器具・備品などのことです。

毎年1月1日現在で償却資産を所有する者は、法令に基づき、資産の名称・取得時期・価格などを市に申告しなければなりません。

償却資産の申告期限は2月2日までとなっていますので、対象となる資産をお持ちの方は、必ず申告してください。

なお、昨年中に新しく設立した事業所や、引き続き申告が必要な事業所などに対して昨年12月中旬に申告案内を送付しました。申告案内が届いていない場合や、新たに申告するため申告用紙が必要な方は税務課資産税グループまでご連絡ください。

また、申告にはインターネットに



よる電子申告「e-TAX」も利用できます。詳しくは市のホームページをご覧ください。

個人で設置した場合でも10kw以上の太陽光発電設備で全量売電するものは、償却資産の対象になります。

正当な理由なく申告しない場合や、虚偽の申告をした場合は過料などの罰則が科せられることもありまので、必ず申告してください。なお、ご不明な場合は税務課へお問い合わせください。

資産種類	内容
1 構築物	看板、フェンスなど土地に定着する土木設備や工作物
2 機械及び装置	印刷機械、太陽光発電設備、建設機械などの機械装置
3 船舶	一般船舶、貨物船、漁船など
4 航空機	飛行機、ヘリコプターなど
5 車両及び運搬具	運搬車、大型特殊自動車など(自動車税や軽自動車税の課税対象は除く。)
6 工事、器具及び備品	エアコン、パソコン、冷蔵庫、通信設備など

「税理士会が行う還付申告無料 税務相談」のお知らせは36ページに掲載しています。ご覧ください。